



2025年10月24日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア ク ア ラ イ ン
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 楯 広長
(コード番号：6173 東証グロース)
問 合 せ 先 人事総務部課長 阿部 直之
(TEL. 03-6758-5588)

(訂正)「常勤監査役の辞任に関するお知らせ」の一部訂正について

2025年9月3日付にて公表いたしました「常勤監査役の辞任に関するお知らせ」につき、一部訂正すべき事項が生じたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の経緯および理由

2025年9月3日付「常勤監査役の辞任に関するお知らせ」にて、「古関耕造氏が常勤監査役を辞任し、管理本部長に就任すること」及び「常勤監査役の辞任により、当社監査役に1名欠員が生じることになるため、後任の監査役が就任するまでの期間は、会社法第346条1項の定めにより、古関耕造氏は監査役としての権利義務を有すること」を開示しました。

しかしながら、古関耕造氏が常勤監査役を辞任した後の2025年9月10日に開催された当社のガバナンス委員会において、「後任の監査役が就任するまでの期間は、監査役としての権利義務を有することとなるため、古関耕造氏が使用人である管理本部長に就任すると、自己監査となってしまう」ことについての問題提起がありました。この点、2025年9月3日の古関耕造氏の管理本部長就任を承認する取締役会決議の効力は生じておらず、同氏は監査役を辞任したものの、後任の監査役が就任するまでは権利義務監査役として常勤監査役としての職務を引き続き行いますので、これを訂正するものです。

なお、後任の監査役が選任されるまでの対応、及び古関耕造氏の管理本部長としての職務を停止するまでに行ってしまった決裁等の事実上の行為への対応については、外部専門家と連携をし、必要に応じて当社のガバナンス委員会の意見も聴取しながら、適切な対応を行う予定です。

2. 訂正の内容

(訂正前)

3. 辞任の理由

当社は、2025年1月29日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されており、2025年7月29日付「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」にて開示のとおり、同報告書に記載の「第4 再発防止に向けた改善施策」(22ページ以降)に沿って対応を進めております。当該対応を進める中心的な存在の1人である当社の前取締役管理本部長が2025年8月8日付で一身上の都合により辞任したことに伴う緊急事態に対処するため、古関耕造氏が常勤監査役を辞任し、管理本部長に就任するものです。

(訂正後)

3. 辞任の理由

当社は、2025年1月29日付「特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にて開示のとおり、東京証券取引所より特別注意銘柄に指定されており、2025年7月29日付「改善計画・改善状況報告書の公表に関するお知らせ」にて開示のとおり、同報告書に記載の「第4 再発防止に向けた改善施策」(22ページ以降)に沿って対応を進めております。当該対応を進める中心的な存在の1人である当社の前取締役管理本部長が2025年8月8日付で一身上の都合により辞任したことに伴う緊急事態に対処するため、古関耕造氏が常勤監査役を辞任し、管理本部長に就任するものです。

しかしながら、古関耕造氏は、後任の監査役が就任するまでの期間は、監査役としての権利義務を有することとなるため、使用人である管理本部長への就任を承認する2025年9月3日の古関耕造氏の管理本部長就任を承認する取締役会決議の効力は生じておりません。また、古関耕造氏は、監査役を辞任したものの、後任の監査役が就任するまでは権利義務監査役として常勤監査役としての職務を引き続き行います。

以上